

## 市民説明会・パブリックコメント・職員アンケートへの審議会取扱方針について

---

### ①市民説明会で寄せられた質問・意見等及び回答について

- ・周知方法：市報12月15日号、市ホームページに掲載。チラシを市内公共施設や関係団体に配布。
- ・日時・会場：令和2年12月19日(土)午後2時～午後4時 市民会議室ゼロワンホール  
武蔵野商工会館(4階)  
令和2年12月21日(月)午後6時～午後8時 男女平等推進センター会議室  
市民会館(1階)
- ・出席者：武蔵野男女平等推進審議会会長・副会長、市民部市民活動担当部長、市民部市民活動推進課男女平等推進担当課長、市民部市民活動推進課男女平等推進センター長
- ・参加人数：計14人 7人(12月19日)、7人(12月21日)

### ②パブリックコメントで寄せられた質問・意見等及び回答について

- ・周知方法：市報12月15日号、市ホームページに掲載。「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書 中間のまとめ 概要版」を男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター、各図書館、コミュニティセンターに配布。全文を男女平等推進センター、市政資料コーナー、各市政センター、各図書館に配布、市ホームページに掲載。
- ・募集方法：電子メール、FAX、郵送、直接持参のいずれか
- ・募集期間：令和2年12月15日～令和3年1月4日
- ・応募状況：8人(28件) メールにて收受

### ③多様性の尊重に関する庁内研究会委員からの質問・意見等及び回答について

- ・開催日：令和2年12月21日付け書面開催
- ・受付期間：令和2年12月21日～令和3年1月8日
- ・受付状況：2人(2件) メールにて收受

### ④職員アンケートで寄せられた質問・意見等及び回答について

- ・募集方法：武蔵野市職員を対象に、「武蔵野市パートナーシップ制度導入検討報告書 中間のまとめ」及び「概要版」について、200字以内で意見を募集
- ・募集期間：令和2年12月18日～令和3年1月8日
- ・応募状況：68人(内、無回答17人、「意見なし」2人)  
職員ポータルシステム、メールにて收受

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
論点1-1 制度の 目的	パートナーの定義として「性別等に関わらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人」とあるが、ハードルが上がるように思う。「性別等に関わらず、パートナーになることを約した二人」ではどうかと思った。4-1の提出書類で程度が重いことはわかる。制度を利用してみようと思ってもらえることが重要である。	○程度の問題で、切り分けが難しく、もう少し重い関係性を想定しています。少なくとも、やめたいときにやめやすい制度であることが、制度に申し込みやすい理由の1つになるのではないのでしょうか。出口のところで使いやすい制度ということで議論しました。	12月21日 市民説明会
論点1-1 制度の 目的	「生活のパートナー」ではどうか。「人生のパートナー」とあると説教くさい。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
論点1-1 制度の 目的	「婚姻制度を利用できない又は利用しづらいこと等による日頃の生きづらさを緩和」という表現が曖昧で分かりにくい。単に精神的なものを指すのか。婚姻によって得られる権利と同等の権利を得られるのかどうか当事者の関心事項ではと感じた。また、「パートナーシップ制度を最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求める～」という箇所が制度導入によりこれまでとどう変わるのかイメージしづらいと感じた。	○「利用できない」は同性パートナーで婚姻届を出しても不受理になってしまう方、「利用しづらい」は異性間で男女別姓を希望する方たちが、婚姻制度を利用しづらいということを想定しています。  ○本市ではパートナーシップ制度を条例で実施するため、市の基本的なスタンスとして、パートナーシップ制度を推進することになるので、市営住宅の入居申込などが可能になることを期待しています。市職員の福利厚生の関係でも、内縁関係と同等の扱いを見込んでいます。	職員 アンケート
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	制度を導入するならば条例でやることは望ましい。議会という場で、議事録に残る場で、いろいろな人が参加するということは、市民が評価したり、意見を付け加えることもできるので優れた内容で評価する。	○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。	12月19日 市民説明会
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	導入自治体は条例なのか、要綱なのか傾向が知りたい。	○条例で制度導入しているのは、渋谷区、総社市(岡山県)、豊島区、港区、いなべ市(三重県)の5自治体、国立市(令和3年4月施行)を含めると6自治体になります。	12月19日 市民説明会
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	条例のなかでパートナーシップを新たに付け加えるときに、どのような入れ方をするのか。具体的に決められたものはあるのか。	○審議会での議論のため、具体的な条例の文言は決めていません。すでにパートナーシップ制度に対応できる条例であるとの認識ですが、前文で多様な性に関する部分に言及する必要があるのではないかという議論がなされました。条例に追加する内容としては、パー	12月19日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		トナーシップ制度の項を設けること、市や市民、事業者の責務に関すること、アウトティングの禁止に関することは入れていく予定です。新たな用語の定義を行う必要があります。 ○なお、手続的な部分は条例ではなく、規則等で表していきます。	
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	条例設置が望ましいと考える。条例設置にすることで、不動産関係や医療機関に対してどのくらい説得力があるか。	○不動産関係、医師会等に要請していきたいと考えています。不動産業者がOKでも、オーナーがNGの場合も考えられるので、市民、事業者等への意識啓発、理解促進のための活動が重要であると考えています。	12月21日 市民説明会
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	宜野湾市では条例が一度否決されている。市民のためにあるべき条例でありながら、条例制定を希望する人には益があるかもしれないが、希望しない人には不利益を被ることを知るべきである。本来は全ての人がある条例があつていいという意見であるべきで、反対意見の真意を理解するようにできないものか。	○宜野湾市で性の多様性をめぐる表現から、条例が否決されたのは残念ですが、条例制定を希望しない人が不利益を被るとは、考えていません。	職員 アンケート
論点1-2 根拠規定を 何に置くか	「男女平等」と「パートナーシップ」が同じ条例でということには、違和感がある。	○武蔵野市男女平等の推進に関する条例は、「性別等」という文言で性の多様性を踏まえた成り立ちです。	職員 アンケート
論点2-1 制度の 種類	なぜ宣誓なのか。民法では宣誓の規定はない。届出をすれば婚姻関係になるが、パートナーシップ制度は届出だけではなく宣誓が必要なのか。市長に対して宣誓することがパートナーシップ制度を利用する際の重要要件として設定されているが、なぜなのか。婚姻と比較すれば、婚姻は届出を出せば受理されると考えている。どういう検討がされたのか教えてほしい。	○婚姻に準ずるのではなく、婚姻制度が利用できないためにパートナーシップ制度を導入しようと考えています。  ○なぜ宣誓かについて、先行自治体が宣誓または公正証書を提出するかという制度だったので、宣誓するという方式を選択しました。宣誓書の書面に名前を書いて提出していただくだけでありますが、誤解もあるので、文言については検討したいと考えています。	12月21日 市民説明会
論点2-1 制度の 種類	趣旨・説明の3つ目「宣誓者の気持ちを受け止め」とあるが、自分が婚姻届を出したときは淡々と受け取ってもらえればそれでよかった。何か意味があるのか。	○同性で婚姻届を提出しても、要件が整っていないということで不受理になります。受理してもらえないが自分たちは通常のパートナーと同様に暮らし生活しています。その関係性を尊重することから「宣誓者の関係性を尊重し」という表現を使っています。	12月21日 市民説明会
論点2-1 制度の 種類	「申請者2人が、パートナーシップ関係を市長に対して宣誓(宣誓書を提出)し」とあるが、「市長」ではなく「市」とするか、主語を消したほうがよいと思う。	○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	他自治体の書き方を参考にしたり、結局は市長名での受理となるから「市長」としたのかもしれないが、余計な邪推が入り制度全体に影響を及ぼすのは、審議会のみならず本意ではないと思う。		
論点2-1 制度の 種類	「宣誓書受理証」と「公正証書等受理証」の両方があり、書類提出の要・不要を選択できるのはとても良いと思う。	○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。	パブリック コメント
論点2-1 制度の 種類	当初公正証書等を提出しないで「宣誓書受理証」の交付のみだった2人が、後に公正証書等を提出し「公正証書等受理証」の交付に切り替えることができるように希望する。	○後から公正証書等を提出し「公正証書等受理証」の交付することも可能な制度設計となっています。	パブリック コメント
論点2-1 制度の 種類	「公正証書等受理証」の場合、申請時の公正証書等の内容を変えた際には、その内容をふまえ「公正証書等受理証」の更新、または「宣誓書受理証」への変更を必須としたほうが、武蔵野市のパートナーシップ制度に対しての信用度が上がると思う。	○届け出事項が変更となった場合は、記載事項変更の届け出をする制度設計となっています。	パブリック コメント
論点2-2 制度の対象 者	外国籍であっても対象者になるような記載が欲しい。	○外国籍の方も対象になると考えています。	パブリック コメント
論点2-2 制度の対象 者	性別等の定義として「性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。）」と記載があるが、恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別にも向かないアセクシャル・アロマンティックは平等であるべき人の対象に含まれないのか。	○「性別等」は「男女の別だけではない多様な性の在り方(性自認(自らの性別に関する認識をいう。)及び性的指向(恋愛感情又は性的な関心がいずれかの性別に向かうからの指向をいう。))を含む。」と、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」で定義しています。性別等を問わないため、アセクシャル・アロマンティックも制度の対象者に含まれると解されます。	職員 アンケート
論点2-2 制度の対象 者	「人生のパートナー」はどこかで定義するのか。「日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人を対象とする」とあるが、期間的な要素は入らないのか。結婚に近いものだとすると「死ぬまで」という期限であることが前提であるべきと思うが(5年間とか10年間とか期限をつけるものではないと思うので)、その定義はしないのか。	○「人生のパートナー」は、「日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人」を想定しています。期限の定義はしていませんが、永続的なものであると考えています。	職員 アンケート
論点2-2 制度の対象 者	パートナーシップ制度における「パートナー」の定義はしないのか。	○「パートナー」の定義はしていませんが、「日常生活において、互いに協力し、扶助し合うことを約した二人」を想定しています。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	アウトティングの文言について、本文には「本人の意思に反して本人に強制する」とあるが、注には「本人の了解を得ずに」となっている。どちらかに統一されるのがよい。	○アウトティングの注は「本人の意思に反して」で統一します。	12月21日 市民説明会
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	趣旨説明の2つ目が読んで頭に入っていない。「禁止」を2回使っており、本人の意思に反して禁止するとある。	○文言を整理します。	12月21日 市民説明会
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	趣旨説明の2つ目の文章を整理した方がよい。	○文言を整理します。	12月21日 市民説明会
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	「・パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努める。」とあるが、市はどのようなことを想定しているのか。 (・市、市民及び事業者等に対し、パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずることを求め、性の多様性を理解し尊重する意識・体制づくりを進めていく必要がある。)	○市の施策部分につきましては、市営住宅の入居や人事課における慶弔休暇や給与の取り扱いの変更を期待しております。 事業者等につきましては、医師会や病院に入院時等の病状説明など家族と同等に扱うことの依頼をすることや不動産業者に賃貸住宅等の入居受け入れを依頼することを想定しております。	多様性の尊重に関する 庁内研究会
論点2-3 市、市民及び事業者等の責務及び禁止事項	パートナーシップ制度に最大限配慮し、必要な措置を講ずるよう努めるとあるが、「責務」という強い印象の言葉が使われているが、市や事業者に具体的にどのような対応が期待されているのか示されておらず、イメージがわからない。	○制度をつくっても、市民、事業者、市役所が理解していくことが重要であると認識しています。継続的に啓発のための講座や、職員向けに研修を行います。制度が決まった場合には、医師会や不動産などの事業者関係に対しても周知啓発を行っていくこととなります。 ○本市ではパートナーシップ制度を条例で実施するため、市の基本的なスタンスとして、パートナーシップ制度を推進することになるので、市営住宅の入居申込などが可能になることを期待しています。市職員の福利厚生に関係でも、内縁関係と同等の扱いを見込んでいます。 ○市として多方面に働きかけていきたいと考えています。病院や住宅関係の事業者の団体をお願いをしていきます。	職員 アンケート
論点2-3 市、市民及び	「アウトティングの禁止」について、本人の意思に反して性的指向又は性自認を第	○法律婚の場合と異なり、本人の意思に反している場合、「このAさんとBさ	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
び事業者等の責務及び禁止事項	三者に公開することがアウトティングの定義と読み取れたが、例えば「この A さんと B さんはパートナー同士です」ということ自体も、意味としては性的指向又は性自認を公開することにつながるものになると思うが、このことも基本的には禁止行為に含まれるということか。結婚の制度との比較で考えると、「このお二人はご夫婦です」と言うことが禁止事項に該当するということになるため、違和感を覚える。	んはパートナー同士です」ということは、基本的に禁止事項になります。	
論点3-1 居住地	論点3-1の居住地で、2人が市内に住所を有する、同居を基本とするというのは、別居しているパートナーの場合はどうなのか。		12月19日 市民説明会
論点3-1 居住地	2人とも市内を要件とするのは、他自治体との関係の整合性をとることと、市の制度の信頼性を高めるとのことだが、2人ではなく一方が市内でよいとしたら、どのような不都合が生じるのか。	○武蔵野市以外でもパートナーシップ制度がある自治体があります。他の方とパートナー関係にないことが前提にあります。一方が武蔵野市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合に確認することが不可能です。実効性が高い制度とするため、武蔵野市内に住所を有し同居していることをパートナー関係にあることの要件としています。	12月21日 市民説明会
論点3-1 居住地	片方もしくは双方が在住であれば同じ住所でなくてもパートナーシップを認めていくのはどうか。今でなくても、今後、制度が知られていくとともに、柔軟に対応していただければと思った。(転勤などの可能性の他に、性的指向や性自認に関わらず、精神面や適性などから人と一緒に住むことが難しいけれども精神的、経済的に家族同然に支え合っているという方も想定されるかと思う。)		パブリック コメント
論点3-1 居住地	パートナーシップ関係となった片方が、単身赴任などが出来ないことについても、何らかの解決策が必要だと思う。		職員 アンケート
論点3-1 居住地	在学・在勤者の話はあったのか。	○在学・在勤の方を含めることの検討も行いましたが、日常生活において互いに協力し扶助し合う真摯な関係性の2人を支援する目的から、市内に住所を有する、または有する予定であることを要件としました。市の制度としての信頼性、実効性も配慮してこのようになっています。	12月19日 市民説明会
論点3-1 居住地	説明会に参加させて頂き、市職員の方から福利厚生などを受けられるようにしていくという説明にとっても共感した。今後は市内の企業に勤務する方も配偶者慶弔休暇などの福利厚生が受けられるよう、市内在勤の方も視野に入れて頂けたらと思った。		パブリック コメント
論点3-1 居住地	転入予定者に対して仮の受理証を交付するとあるが、仮の受理証がほしいのは、転入先が決まる前になるのではな	○転入予定者に対しては、期限を有する仮の受理証を交付します。3か月以内に転入したことを示す住民票が提出	12月19日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	いか。その場合、転入先住所が確認できる書類とは何か。	されない場合、無効となります。転入先住所が確認できるものとは、不動産の賃貸・売買契約書、転出証明書等が考えられます。	
論点3-1 居住地	転入後に受け付けること。市独自の制度であるので、対象はあくまで市民に限定すべきだと思う。 転入「予定」でも受け付けるとのことだが、予定が変わってしまうことはあるし、制度を利用したいため引越する気もないのに虚偽の申告をする可能性もあるのではないかと思う。転入予定で受け付けた時、その後実際に転入をしなかった場合は市で住民登録を確認し、一定期間経過しても転入していなかったらパートナーシップを職権で解消する等の事後処理を明確にルール化したほうがいいのではないかと思う。		職員 アンケート
論点3-2 その他に要件を定めるか	方針案3つ目「近親者でないこと」とある。同性であれば禁止する必要がないのでは。	○婚姻に近い関係性の2人を対象にする制度ということで、民法上婚姻できない関係性の方はパートナーとして認めないという考え方です。 ○性別等に関わらずというところから、事実婚の方たちも念頭において議論してきました。まずはこうした形で制度をスタートさせたいと考えています。先行自治体の多くで近親者でないことを条件にしているのは、近親者の場合、関係性が保障されており、病院で面会や病状説明が可能である等、制度の必要性が低いからだと考えます。	12月21日 市民説明会
論点3-2 その他に要件を定めるか	近親者の箇所が気になって調べてみたら、遺伝的な要因だけで近親者の婚姻が否定されてきたわけではない。なぜ民法では近親者の婚姻を認めていないのかという解説があった。覚えていないので説明できないが、審議会で確認しておいていただくのがいい。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
論点3-2 その他に要件を定めるか	年齢についての決まり事をどのように考えているか。	○婚姻年令とは無関係に、自分で判断できる年齢ということから、成人としました。	12月21日 市民説明会
論点3-2 その他に要件を定めるか	「近親者でないこと」とあるが、他自治体の同様の例では「養親子関係を除く」や「養子縁組している場合は宣誓可能	○婚姻に近い関係性の2人を対象にする制度ということで、民法上婚姻できな	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	です」のように但し書きがあるところがある。	い関係性の方はパートナーとして認めないという考え方です。	
論点3-2 その他に要件を定めるか	同性間の場合においては「近親者でないこと」が条件に含まれるのはおかしい。そもそも「武蔵野市パートナーシップ制度」は現在の民法でフォローできていない穴を埋める意義もあるのではないかと。異性間の近親者については妊娠時の遺伝的問題の観点から申請を受け付けないのは筋が通るが、現在の医学では妊娠の可能性がない同性の2人については申請を受け付けない理由がないと思う。	○性別等に関わらずというところから、事実婚の方たちも念頭において議論してきました。まずはこうした形で制度をスタートさせたいと考えています。先行自治体の多くで近親者でないことを条件にしているのは、近親者の場合、関係性が保障されており、病院で面会や病状説明が可能である等、制度の必要性が低いからだと考えます。	パブリックコメント
論点4-1 提出書類	宣誓は、市長の前で宣誓するわけではないという誤解は解かれたと思うが、提出書類に「パートナーシップ宣誓書」とあり、「宣誓書」とあると、誰かを前にしてお互いの気持ちを述べるという意味合いで捉える方もいるのでは。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	「パートナーシップ宣誓書」の書き方について、戸籍の場合、戸籍筆頭者があると思うが、この制度の場合、横並び、縦並び等考えているか。	○「パートナーシップ宣誓書」について、他自治体を参考に考えていますが、横並びで2人が同等の形で記載したいと考えています。どちらか一方が筆頭者という考え方はありません。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	趣旨・説明の3つ目「外国籍の方が制度を利用する際は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)の提出も求める」とあるが、外国籍の方で独身を証明する書類とは何を考えているか。	○外国籍の方の婚姻要件具備証明書は、大使館等で婚姻ができる資格があるということを証明するもので、一般に独身証明書と呼ばれています。ただ婚姻要件具備証明書がない国もあり、様式は様々です。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	大使館で出る独身証明書があれば、パートナーシップ制度を認めることになるか。	○婚姻要件具備証明書が発行されても、独身であることを確認する必要があると考えています。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	独身証明書について何のためにその書類を使うのか聞かれる場合がある。正直にパートナーシップ制度を利用するためと書ければよいが、国によっては同性間の関係は隠さないといけない国もあり、書類を残したくない方もいて、そのような場合は例外規定をどこかに書いておいてもらえるとよい。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
論点4-1 提出書類	意見交換会であった、外国籍市民間のパートナーシップについて「国によっては同性婚ができない場合がある。その場合、独身証明となる書類を入手する事も難しいため配慮が必要」という意見	○ご意見としてうけたまわります。	パブリックコメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	に同意する。この場合は、受理証の裏面に独身証明取得が困難である事情を記載することを条件に受理するなど、個々の事情を配慮した制度であってほしい。		
論点4-1 提出書類	提出書類の審査の際に、すでにパートナーシップの登録をしている人かどうかの確認等はするのか。(別の人と二重に発行されるようなことがないのか)	○武蔵野市以外でもパートナーシップ制度がある自治体があります。他の方とパートナー関係にないことが前提にあります。片方が武蔵野市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合に確認することが不可能です。 ○まずは、宣誓時には、居住地要件を2人とも市内在住としたり、提出書類で確認が取れるようにしました。	職員 アンケート
論点4-1 提出書類	提出書類に「住民票または住民基本台帳カード」となっている。住基カード本体を提出すると読めてしまうが、いかがか。また最近マイナンバーカードも普及して公的窓口、金融機関などでは本人確認書類として認められているようだが、こちらは提出を求めないのは理由があるのか。明確な理由があるなら示しておいていただいた方が混乱が少ないのではないかと思う。		職員 アンケート
論点4-1 提出書類	提出書類について、「住民票(写し含む、発行から3か月以内)または住民基本台帳カード」とあるが、平成27年12月末で住民基本台帳カードの新規交付が終了し、マイナンバーカード(個人番号カード)にその役割が引き継がれて所持者も増加しているため、提出書類の選択肢にマイナンバーカードも追加したらよいのではないかと思う。	○住民基本台帳カード、個人番号カードの掲示としたいと考えています。	職員 アンケート
論点4-1 提出書類	住所の確認書類として住民票と住民基本台帳カードと記載があったが、個人番号カードも追加してはいかがかと思う。住民基本台帳カード、個人番号カードともに住民基本台帳に記載された住所が印字されることと、住民基本台帳カードは平成27年12月に発行が終了しているため、徐々に所持者が少なくなるためである。		職員 アンケート
論点4-1 提出書類	戸籍関係書類の持参がなかった場合、17時以降は本籍地に電話照会できないと思う。	○男女平等推進センターでは、戸籍・住民登録の電話確認、オンライン確認はできないものと考えています。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	住所地確認は、市民係へ電話ですか。それとも市民会館に住基端末を設置するのか。前者の場合、定時以降は1.と同じことが想定される。		
論点4-1 提出書類	転入したことの確認はするのか。世帯合併の際の根拠資料となるのか。性善説にたち、重婚のようなことはないとの前提にたつのか。	○転入の場合、仮の受理証を交付し、宣誓後3か月以内に住民票の提出を求めます。パートナーの定義として、日常生活において、互いに協力し、扶助し合っているため、世帯合併の際の根拠資料になるのではないのでしょうか。重婚のようなことがおきないように、二人が市民であることを求めたり、提出書類を求めたりしています。	職員 アンケート
論点4-1 提出書類	独身を証明する書類として戸籍とともに「独身証明書」があげられているが、この証明は通常、結婚相談所で使用するもので(武蔵野市市民課HPでもそのように案内している)、交付件数も少ないものであるため、申請の際念入りに使用目的の確認をされたり、交付まで時間がかかったりする可能性があるのではないかと思った。人によっては不快な思いをされるかもしれないので、このあたりは丁寧な説明が必要になると思う。	○ここでは、外国籍の方との婚姻の際に必要な「婚姻要件具備証明書」等のいわゆる「独身証明書」を指しており、表記の方法を改めます。	職員 アンケート
論点4-2 通称使用の可否	通称を使用できることは非常によいと思う。	○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。	パブリック コメント
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	「市長に対し宣誓を行う」とあるが、こっそり提出して終わることはできないか。あまり知られたくないところもある。	○市長に直接宣誓するのではなく、書面上での宣誓です。なお、男女平等推進センターには、プライバシーに配慮した相談室があるので、そこで対応します。	12月19日 市民説明会
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	届出の場所がなぜ男女平等センターなのか。先ほどの説明で、担当課だということと、プライバシーに配慮とあった。婚姻制度に準ずる仕組みであれば、戸籍課でよいと思う。戸籍課は戸籍を扱う部署なので、当然プライバシーに配慮された部署だと思う。戸籍課に届け出てもプライバシーの問題は生じないのでは。	○戸籍の届出ではなく、パートナーシップ宣誓書受理証を作成するのは男女平等推進センターです。まずは、当事者の意向に配慮し、制度の趣旨を理解している職員のおかれている同センターで原則受け付ける形にしていますが、受け承ったご意見については、市に伝えます。	12月21日 市民説明会
論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法	婚姻と違う受理方法や、どの程度の届け出があるかの予測が難しいであろうことから事前予約制なのは仕方ないが、届け出先を男女平等推進センターに限定するのは差別的に映る。男女平		パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	<p>等推進センターの所属と同じ部なのだから、婚姻届と同様に、市役所の市民課での受理はできないか。同じ部なのに連携がとれないのはおかしい話だと思う。もし「人目が気になる」などの事情がある場合にだけ、男女平等推進センターでの受理にするなどの配慮をすればいいのではないか。</p>		
<p>論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法</p>	<p>戸籍の届出とは別の窓口とすること。「市民課の窓口で婚姻届等と同じように受付する」という意見があると聞いたことがあるが、別の場所にある窓口にしたほうがいいと思う。理由は、制度の性質に対する市民の誤解を避けるため及び人の目につくのを避けるためである。戸籍や住民票の届出と同じ窓口だと、パートナーシップについても国の法律に基づいた制度だという誤解を市民に与えるおそれがあると思う。また、市民課の窓口はその性質上不特定多数が出入りするスペースなので、隣の人に声がうっかり聞こえたり好奇心で覗きこむ人がいたり、「完全」にはプライバシーが守りきれない。</p>		<p>職員 アンケート</p>
<p>論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法</p>	<p>事前予約で、二人で届ける事が基本である時に、他者に聞こえる場所での手続きはしないよう配慮が必要と感じる。現在男女平等推進センターに相談室等の個室があるのか。なければ、準備をお願いしたい。</p>	<p>○男女平等推進センターには、プライバシーに配慮した相談室があるので、そこで対応します。</p>	<p>パブリック コメント</p>
<p>論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法</p>	<p>「市長に対し宣誓を行う」とあるが、「市長」ではなく「市」とするか、主語を消したほうがよいと思う。理由は論点 2 2-1でも指摘したことと同様の理由である。</p>	<p>○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。</p>	<p>パブリック コメント</p>
<p>論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法</p>	<p>2人そろって男女平等推進センターでしか受け付けないというのは不便な気がした。婚姻届は1人でも代理人での受付も可なので、2人でという理由がよく分からない。</p>	<p>○提出書類の内容や本人確認について直接確認する必要があるため、代理人や郵送での手続きとせず、2人揃って手続きをすることとしました。</p>	<p>職員 アンケート</p>
<p>論点4-5 パートナーシップ宣誓の届出の場所・方法</p>	<p>婚姻届は代理人や1人でも提出できるが、パートナーシップ宣誓は2人揃わないと提出できないのはなぜか。</p>		<p>職員 アンケート</p>

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
論点4-6 紛失・届出 事項変更時 の届出	届出事項変更時の届け出は1人では不可、または届け出人ではないもう1名の確認が取れてからの変更受理とすべきだ。届け出人でない1名が不利益を被らないために必要と考えるためである。「パートナー2名揃っての届け出の場合即時受理、1名の場合はもう1名の確認が取れてからの受理」としてはどうか。	○届出書は、自署を想定しています。また、記載事項の想定は、住所の変更、通称名の使用開始等、実態に即した内容を反映することを目的としています。	パブリック コメント
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	30年間の保存について、宣誓から30年経って、そのまま一緒に暮らし続ける場合には、もう一度宣誓をしたらその後30年間使えることになるのか。	○市の公文書の最長保存期間が30年のため、30年としています。有効期限が30年というとは異なります。ただし保存期間が30年のため、保存期間経過後には宣誓時の書類が廃棄されます。宣誓書受理証に、保存期間経過後には再度宣誓してもらいたいという旨を入れる予定です。	12月19日 市民説明会
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	趣旨説明に「宣誓書は、2人が市長に対し行った宣誓であるため」とあるが、「市長」ではなく「市」としたほうが良いと思う。理由は論点2-1で指摘したことと同様の理由である。	○市の手続きは、市長に対して市に届け出をするものと認識していますが、わかりやすい文言については精査します。	パブリック コメント
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	こちらは保管期間が切れても有効なのか。30年は短く、婚姻と同じく有効期限は申出がない限り有効で有るべきと感じた。		パブリック コメント
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	宣誓書の保存年限が30年ということは、31年目以降はパートナーシップ関係が消滅してしまうのか。(それまでに国の法律が変わって、同性婚ができるようになるかもしれないが。		職員 アンケート
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	パートナーシップを結んだまま婚姻届を提出され、受理されることはないか。保存年限30年を超えた場合は破棄されるのか。その後の証明書の発行は不可となるのか。	○市の公文書の最長保存期間が30年のため、30年としています。有効期限が30年というとは異なります。ただし保存期間が30年のため、保存期間経過後には宣誓時の書類が廃棄されます。宣誓書受理証に、保存期間経過後には再度宣誓してもらいたいという旨を入れます。	職員 アンケート
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	文書保存期間の最大年数が30年であることは理解しているが、実際に活用する人は、30年後にもう一度出さなければいけないか等について気になるのでは、と感じた。		職員 アンケート
論点5-1 宣誓書等の 保存期間	「30年保存」について、パートナー解消時には、届出のうえ受理証の返還を求める、とあるが、解消のうえ受理証が返還されたとしても、当初の申請書は30年保存のままなのか。		職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナー間でDVがあった場合、パートナー解消時の届出を原則として双方に通知するという部分が、どれくらい原則となるのか。	○DV のようなことがあった場合には、事情を勘案して対応します。	12月19日 市民説明会
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナーシップを解消したい場合はなかなか大変なのではないか。宣誓は2人そろってセンターに行って宣誓する、解消のときは一人でもできるというのはどのような根拠や考えなのか。	○解消に関しては、DV なども鑑みて、一人でもお受けするということにしていきたいと考えています。基本的には、双方に通知を送ることになっていますが、事情によっては通知しないこともあり得ます。  ○パートナーシップは宣誓をしたことで、事業者や市から相応の対応してもらえるもので、双方で取り消しをしないと制度から抜けられないことの方が当事者にとってマイナスとされます。	12月19日 市民説明会
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナー解消時の取扱いで、解消時には届け出ると書いてある。最初に利用するときは必要な書類が書いてあるが、解消時には書いていないので、必要書類を記載した方がバランス的によい。	○婚姻ほどの義務や権利を伴うものではないので、解消については当事者の意思を尊重して届出書のみで、添付書類はなくてよいと考えています。	12月21日 市民説明会
論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナーを解消するときに、受理証の返還を求めるが返還がなくても市外では使えないので問題がないという回答があった。受理時と返還時の対応が異なる。企業によっては、パートナーシップ制度を結んでいる2人を夫婦と同等に扱う会社もある。そういった使われ方をすると返還時の対応が軽すぎる。片方の意思だけで受理されることは問題があると思う。解消時の一番の問題はすぐに受理されることである。海外の例で、婚姻・離婚時に公に発表して期間中に何も異議申し立てがなければ受理されるようになっていた。円満離婚であっても裁判記録で正しく離婚したという形をとっている国もある。解消時も一定期間を置いて、両者の申し立てが特になければ解消するというふうにしてもいいのでは。	○パートナーシップ宣誓書受理証が内縁関係を証明することに使える企業があると聞いています。パートナーシップを結ぶときは、厳密に提出書類を求めています。解消時は届出のみでよいとしています。たとえば婚姻関係でDVがあってもなかなか離婚にに応じてくれない場合なども考え、解消に関しては1人でもよいという議論がされました。  ○日本では離婚は届出のみでできます。制度から2人で届け出ないと抜けられないとすると、すでにパートナー関係が解消しているのに制度自体が実態に反して続いてしまうことになりかねないので、一方からの届出にせざるを得ないのではないかという議論がされました。100%受理証を回収することは難しいと考えていますが、回収率を高めるために返信用封筒を送る等、できるだけ返還しやすくする工夫はあってよいと考えています。片方だけが受理証を持っている状態で、実態に反して新規に利用される可能性は比較的低いものと考え	12月21日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
<p>論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い</p>	<p>パートナーシップ制度は、婚姻制度と違って、ただ市が認める制度のわりに、何かの契約や企業に認めてもらうことにも使われる。私はこの制度を導入してほしいと心から思うが、反対する人たちに、受理するときだけ厳しく、それを乗り越えられればいくらでも解消できてしまう制度を何でつくるのか、といずれ言われることがあると思う。そういった可能性を考えて、外堀を深めてほしいという気持ちがある。解消の場合の規定をもう少し考えてほしい。申請時は厳しいが解消が軽いとすると、制度を悪用する人も出てきてしまう、と攻撃する人たちがおそらく出てくる。市がその片棒をかつぐのか、だから反対だとなる。</p>	<p>えています。</p> <p>○制度の悪用を防ぐために何度もチェックすれば厳しく運用できます。1年ごとに双方に確認を取るなどが考えられますが、そうすると制度として使いにくく、使う側からすると使いやすい方がいいと考えます。婚姻でも悪用しようと思えばでき、同程度のことだと考えています。</p> <p>○まずは、宣誓時には、居住地要件を2人とも市内在住としたり、提出書類で確認が取れるようにしました。この先、多様性を認め合う社会を構築できるように、この制度が第1歩となるように、審議会ではこの形となっています。</p>	<p>12月21日 市民説明会</p>
<p>論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い</p>	<p>パートナー解消時に受理証を返還せずに持っていてもメリットがないという説明だったが、本当にメリットはないのか。片方が持っていて、不正利用が問題なら、受理証 AB の両方がないと使えないとしてはどうか。パートナーを解消した場合、2枚ないと使えなければ不正利用できない。不正利用できないように考えた方がいいのでは。</p>	<p>○先行自治体で、本来パートナー制度は解消しているがカードが残っていたことで悪用された事例があるのかということ、この制度によって利用できるものをできるだけ増やしていく方向で、審議会でも検討したいと思います。解消時に片方だけカードを持っていた際に何らかの不具合が生じる可能性があるか等、検討したいと思います。ただあまり綿密になると使いやすさから外れていってしまうのでバランスを取りながら検討していきたいと考えています。</p>	<p>12月21日 市民説明会</p>
<p>論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い</p>	<p>カードの裏に、但し書きで「有効かどうか確認する場合は市に問い合わせる」と書いておくのはどうか。そのようなリスクがあれば、カミングアウトしてまで使わない。不正防止になる。</p>	<p>○パートナーシップ宣誓書受理証が内縁関係を証明することに使える企業があると聞いています。パートナーシップを結ぶときは、厳密に提出書類を求めています。解消時は届出のみでよいとしています。たとえば婚姻関係でDVがあってもなかなか離婚に応じられない場合もあると考え、解消に関しては1人でもよいという議論がされました。</p> <p>○日本では離婚は届出のみでできません。制度から2人で届け出ないと抜けられないとすると、すでにパートナー関係が解消しているのに制度自体が実態に反して続いてしまうことになりかねないので、一方からの届出にせざるを得な</p>	<p>12月21日 市民説明会</p>
<p>論点5-2 パートナー 解消時の取 扱い</p>	<p>パートナー解消時の届け出は1人では不可、または届け出人ではないもう1名の確認が取れてからの変更受理とすべきだ。届け出人でない1名が不利益を被らないために必要と考えるためである(受理されてから知らされても遅い)。「パートナー2名揃っての届け出の場合即時受理、1名の場合はもう1名の確認が取れてからの受理」としてはどうか。もし、DVなどの事情があり1名での届け出になる場合、届け出者を保護しながらもう1名の確認を取るとか、離婚調停のような仕組みが必要だと考える。</p>	<p>○パートナーシップ宣誓書受理証が内縁関係を証明することに使える企業があると聞いています。パートナーシップを結ぶときは、厳密に提出書類を求めています。解消時は届出のみでよいとしています。たとえば婚姻関係でDVがあってもなかなか離婚に応じられない場合もあると考え、解消に関しては1人でもよいという議論がされました。</p> <p>○日本では離婚は届出のみでできません。制度から2人で届け出ないと抜けられないとすると、すでにパートナー関係が解消しているのに制度自体が実態に反して続いてしまうことになりかねないので、一方からの届出にせざるを得な</p>	<p>パブリック コメント</p>

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		いのではないかと考えています。100% 受理証を回収することは難しいと考えていますが、回収率を高めるために返信用封筒を送る等、できるだけ返還しやすくする工夫はあってよいと考えています。片方だけが受理証を持っている状態で、実態に反して新規に利用される可能性は比較的低いものと考えています。	
論点 5-2 パートナー 解消時の取 扱い	パートナー解消時の通知方法はどのようなものをお考えだろうか。郵送のみだと片方が気付かないうちに解消されてしまっていたということにならないだろうか。	○パートナー解消に関しては、必ずしも双方の同意が必要だと考えていません。	職員 アンケート
論点5-3 転出時の取 扱い	趣旨・説明2つ目「受理証の返還を求める」とある。返還されない場合はどうするか。	○返還は求めますが、武蔵野市に住んでいないとメリットが少ないと考えています。	12月21日 市民説明会
論点5-3 転出時の取 扱い	「転出時の届け出は1人では不可」であってほしいところだが、武蔵野市民であることを条件にしている制度なので仕方がないと思う。ただし1人での届け出の場合、住民票や戸籍などで「武蔵野市民でなくなった証明」ができることを条件にすべきである。この場合も、もう1人への通知は必要だと思う。	○届け出にあたっては、新しい住所を確認できる書類の提出を求めることを想定しています。また、届け出が一人でなされた場合は、届け出があったことを原則として、通知することとしています。	パブリック コメント
論点5-3 転出時の取 扱い	自治体をまたがる重婚(重パートナーシップ)の確認はどのように行うのか。パートナーシップ制度を導入しているすべての自治体が、転出とともにパートナーシップ解消手続きをしているなら確認不要ではあるが。また逆に単身赴任等やむを得ない状況で1人だけ転出する場合も、一律にパートナーシップ解消となるのか。	○武蔵野市以外でもパートナーシップ制度がある自治体があります。他の方とパートナー関係にないことが前提にあります。片方が武蔵野市民でない場合、その方が他の人とパートナーシップ制度を結んでいた場合に確認することが不可能です。 ○まずは、宣誓時には、居住地要件を2人とも市内在住としたり、提出書類で確認が取れるようにしました。この先、多様性を認め合う社会を構築できるように、この制度が第1歩となるように、まず審議会ではこの形となっています。 ○単身赴任等の事情には配慮します。	職員 アンケート
論点5-3 転出時の取 扱い	転出時、死亡時に届出を求めるのは現実的でないように思う。そのようなことがあったとき、市民課や市政センターの手続きに加え、男女平等推進センターでの手続きが必要となり、市民にとって負担ではないか。また、戸籍に記録されない状況で、このようなレアケースに対	○転出時、死亡時等に100%届出がされるのは困難であり、市民課で案内されることも難しいと考えています。チラシ等の周知方法を考えたいと思っています。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	し、市民課等の窓口で適切に男女平等推進センターへの届け出を案内できるか疑問がある。		
論点5-3 転出時の取扱い	「別れる」ときに「もめる」ことを想定して対処する制度にすること。通常の夫婦でも不仲になってもめて、片方が勝手に離婚届を出したり警察や裁判所が介入するレベルの紛争になったりすることがある。制度を開始する以上、修羅場に市も巻き込まれる可能性があると思う。 二人の意思で始めることなので解消も二人揃ってすべきだと思う。一人で届けてパートナーが解消できるとするなら、片方が勝手に出して片方が不服として納得せず、市に解消の撤回を求めてくる場合もあるかと思う。もちろん反対に、両者揃って届けないと解消できないとしたら、相手が了承しないので解消できないという問題も生じるが、最初から「いつでも一人で勝手に解消できる」と制度設計するのは違う気がする。	○解消に関しては、DVなども鑑みて、一人でもお受けするというようにしていきたいと考えています。基本的には、双方に通知を送ることになっていますが、事情によっては通知しないこともあり得えます。	職員 アンケート
論点5-4 パートナー死亡時の取扱い	趣旨説明の「届け出があった場合、受理証の提示は求めるが、心情に配慮し返還については任意とする。」は素晴らしい配慮だと思う。ぜひそうしていただきたい。	○ご意見のとおり、審議会でも議論されました。	パブリック コメント
論点5-4 パートナー死亡時の取扱い	該当者が死亡し、他市に死亡届が提出された場合の扱いは。	○他市で死亡届が提出されても、男女平等推進センターでは確認する術がありません。宣誓時に、男女平等推進センターに届出していただくよう、周知徹底します。	職員 アンケート
論点5-5 取消の取扱い	受理証の交付に使われた「不正な方法」が悪質な場合、対外的な責任において、申請者の公表をすべきだと考える。法に抵触していれば警察に届けるなりするかもしれないが、それが報道で報じられるかどうかは別の話である。市の制度の信頼度を落とさないために必要なことだと思う。	○個人情報に配慮することを留意した対応としていきたいと考えています。ご意見としてうけたまわります。	パブリック コメント
論点6 他の自治体との相互利用について	広域で相互連携する場合、足並みをそろえないといけなから後退するようなことになってはいけません。先進例に合わせてやってほしい。	○おっしゃる通りであり、後退することがないようにしたいと考えています。	12月21日 市民説明会
論点6 他の自治体	趣旨説明に「連携する場合、連携する自治体とパートナーシップ制度の要件	○おっしゃる通りであり、後退することがないようにしたいと考えています。	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
との相互利用について	や記載必要事項等の統一を検討する必要がある。」とあるが、意識が低い方に合わせるのではなく、意識が高い方に合わせ、自治体間で高め合っているような検討になるよう要望する。		
その他	「性同一性障害」という言葉が使われていた時代があったが、そういう言葉は現在どのような認識、考え方になっているのか。	○現在は「性同一性障害」という言葉は使っていません。レインボームサシノシ宣言では、「多様な性を生きる人々」や、計画では「性的マイノリティ」としています。今後も呼称は、時代によって変わっていくと思います。	12月19日 市民説明会
その他	パートナーシップ制度を導入することのメリットは、使用するとき、相手側が理解できているのか心配。周知はしっかりやってもらえるのか。	○制度をつくっても、市民、事業者、市役所が理解していくことが重要であると認識しています。継続的に啓発のための講座や、職員向けに研修を行います。制度が決まった場合には、医師会や不動産業などの事業者関係に対しても周知啓発を行っていくこととなります。	12月19日 市民説明会
その他	武蔵野市でこの制度を導入することで、当事者のメリットや、どのようなことが受けられるのか。	○本市ではパートナーシップ制度を条例で実施するため、市の基本的なスタンスとして、パートナーシップ制度を推進することになるので、市営住宅の入居申込などが可能になることを期待しています。市職員の福利厚生の関係でも、内縁関係と同等の扱いを見込んでいます。	12月19日 市民説明会
その他	市営住宅関係以外で受けられるようなことはあるのか。	○市として多方面に働きかけていきたいと考えています。他市では公営墓地、職員の慶弔休暇などがあります。このほか、病院や住宅関係の事業者の団体にもお願いをしていきます。	12月19日 市民説明会
その他	宣誓をした人のみがメリットを受けることになるのか。宣誓をしたいとまでは思わない人でも、サービスを受けることができるのか。	○制度を導入することで、市民、事業者、関係者の理解が深まっていくものと考えているので、制度利用者以外の方にもメリットがあることを期待しています。	12月19日 市民説明会
その他	宣誓書をもっていない方もサービスを受けることができるのか。	○市のパートナーシップ関係の方へのサービスは、宣誓書受理証を持っている方に限られます。民間事業者においても、宣誓書受理証を持っていることにより、対応がスムーズになるのではないかと考えています。	12月19日 市民説明会
その他	宣誓をしないと認めてもらえないと思ってしまうようなことになると残念だと思う。宣誓をすること自体ためらう人がい	○宣誓をしなくても安心して暮らし続けられるのが理想だが難しい現状があります。この制度をつくることで一歩を進	12月19日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	る。宣誓をしない人も差別感を持たないようにしないとけないと思う。	めていきたいと考えています。その際に、宣誓に抵抗があるように思われなようにするために、使いやすい制度にしたいということが議論されました。宣誓書と、公正証書等を出してもらう2段階にする事で、宣誓のハードルが高くなく、多くの人に使いやすいものになっていくと考えています。	
その他	パートナーと市内の携帯ショップに家族割ができないかと思い行ったところ、パートナーシップの証明書があればできるが、戸籍上同じ性別だと証明書がないとダメだと言われた。性別が男女であれば住民票でも大丈夫だと言われた。証明書があったらいいと思ったし、早く制度ができるといいと思った。	○おっしゃるとおり、民間企業でもかなりパートナーシップ制度が定着してきています。早く実現できるようにしていきたいと考えています。	12月19日 市民説明会
その他	P14 今後の予定で、来年の2月頃に再度パブリックコメント、市民説明会と書かれているがこれは行うのか。	○男女平等推進審議会の審議の日程です。現在行われているパブリックコメント、市民説明会、職員アンケートの結果を反映して報告書ができるという流れです。	12月21日 市民説明会
その他	パートナーシップ制度を利用した2人が子どもを養育する場合、子どもと戸籍上縁組したパートナーではない方も、子どもに対して責任を持つことを記せる検討をしているか。	○子どもとの関係について言及している自治体は、現状ではありませんが、明石市のパートナーシップ・ファミリーシップ制度が令和3年にスタートします。子どもとの関係性も含めた制度については、慎重に研究したいと思います。	12月21日 市民説明会
その他	ある部分は民法の規定に則っているが、ある部分は民法とは別につくっている。たとえば宣誓は民法には関係なく取り込んでいる。解消時についても、民法上の手続きはとらない。この制度が、婚姻という形をとらない不利益を解消していくのだ、民法ではなくて民法よりもこうしたほうがよい、ということがあればそのことに対する説得的な説明がないと、なんでここは民法を援用してここは違うのかと感じる。関係解消については、解消するにあたって、婚姻に準じて考えて民法を踏まえて検討されるのがいいと思う。 宣誓については、必要要件と書かれていて宣誓書を出してくださいと書かれていると、制度利用のハードルが上がると考える。ハードルを下げる文言にしていくのがよい。	○宣誓については他自治体を踏襲しています。宣誓書ではなく届出書になった場合、どうか検討したいと考えています。 ○民法の規定をスライドしたりそうでなかったりする部分について、パートナーシップ制度の定義の箇所は、婚姻関係と事実上同様の関係性にあるということ表現するときに、それが民法上どのように定義されているかということ前提に書いており、民法の文言に寄せて書いています。婚姻は届出によって婚姻という関係性が成立しますが、パートナーシップについては、制度を利用することでパートナーシップ関係がうまれるわけではなく、パートナーシップ関係があることを前提にそれを届け出ることまわりの市や事業者が対応するというかたちになっています。	12月21日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
その他	市民説明会は意味のあることだが、本当は市民の皆さんに知ってもらって一緒に考えてもらうアプローチがもっとたくさんあるとよい。	○おっしゃる通りです。「まなこ」特集号の発行、関連映画上映とトークセッション、男女共同参画フォーラムはじめ様々な機会を捉えて意識啓発を進めてきましたが、今後とも継続して取り組むつもりです。また、条例で議案が提出されれば議会でもご議論いただけるということで、なるべく外に向けて発信していきたいと考えています。これが一歩なのでぜひいい制度をつくっていききたいです。	12月21日 市民説明会
その他	論点 1-1 の趣旨説明2つ目「婚姻制度を利用できない又は利用しづらい」、P5 の論点2-2趣旨説明1つ目「婚姻届けを提出することが困難な方」という表現がある。「利用しづらい」や「困難」という表現は適切か。実際に婚姻届を出さないという選択をしている人にとって、リアルな表現なのか。	○P2 と P5 の文言では、想定している場面が異なります。「利用できない」は同性パートナーで婚姻届を出しても不受理になってしまう方、「利用しづらい」は異性間で男女別姓を希望する方たちが、婚姻制度を利用しづらいということを想定しています。「困難」は戸籍上の性に違和を感じている方としていて、それぞれ違う場面を想定しています。	12月21日 市民説明会
その他	「困難」「できない」という否定的な文言ではなく、意思表示の文言がよいというのは現実である。たとえば本人の意向と関係なく性別は生まれながらについているものなので、理不尽な思いをする。また、届出時に自分の意思を曲げないといけないというのは苦痛である。しかし、意思を表明すると個人の勝手であって世の中に合わせろと攻撃されるので、「困難」という言葉を使って理解してもらおう。婉曲的なことだが、当事者にとっては救われる。ただ、どうしてその言葉を使っているか、根拠を用意しておくことは大事であると思う。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
その他	ここで話すことではないかもしれないが、婚姻制度を変えていくことはやっていけないのか。これだけの流れがあるなら、いろいろな人がいろいろな意見を言っていけばいいと思う。たとえば条文の中に、本来こうするべきだとか意見を入れられないか。	○法律を変えることは難しいと思いますが、市がパートナーシップ制度を導入することで、当事者の方だけでなく社会に幅広く理解が深まっていきます。武蔵野市が手を挙げることで他自治体でも取り組む勢いがついていくその一歩になると考えています。  ○武蔵野市も含めて各自治体がボトムアップしていくことで、本当に必要なことを国も含めて考えていく機会となり、皆さんが暮らしやすくなっていく一歩となっていくようにやっていきたいと考えて	12月21日 市民説明会

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		います。	
その他	武蔵野市のことを多くの人たちと一緒に考えていけるような流れを作れるとすばらしい。市がなんとかするというより、みんなと一緒に考えて差別等のない武蔵野市をつくっていこう、そのために一緒に考える取組を地道に続けて、30年後があると思っている。武蔵野市として長い目で取り組んで、一緒に考えていく機会をつくっていく提案を審議会でもしてほしい。	○ご意見としてうけたまわります。	12月21日 市民説明会
その他	市内吉祥寺北町に住む者である。武蔵野市パートナーシップ制度にとっても期待している。中間のまとめを読み、アウトティングの禁止など、最近あった事例もふまえてよく練られていると感じた。本来なら民法を改正し国ごと変わってほしいが、自治体が先にすすめていくことも社会の大きな一歩になると思う。武蔵野市がすべての差別に抗い、すべての人が住みやすい街になることをのぞんでやまない。コロナで社会不安も大きい今、当事者のかたたちには切実な問題だと思う。一日も早く成立することを願っている。	○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。	パブリック コメント
その他	性別等にかかわらず多様性を認め合う武蔵野市になってほしい。その為にはパートナーシップ制度は絶対必要である。LGBTの人は結婚するしないを選べず、いろいろな不利益を被っている。私の友人で、FTM(女性として生まれたが心が男性)の人がいて、女性のパートナーと10年以上同居しているが、法律上は「友人同士」という形にすぎず生活していく上で一般的な男女の夫婦と違って、いろんな壁があり苦労があると聞いた。LGBTの人、外国籍の人、障害者など、どんな人でも安心して暮らせる武蔵野市になれるよう、お願いしたい。	○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。	パブリック コメント
その他	武蔵野において、パートナーシップ制度導入を検討中と伺った。すでに同様の制度を導入済みの中野区民として、おおいに賛同する。アウトティング禁止、通名可が盛り込まれている点も進化している。すでに電話相談も始まっているとのことで、制度を必要としている方々へ	○おっしゃる通りであり、制度導入を目指し検討を進めたいと考えています。	パブリック コメント

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	<p>の実効性が高まると感じる。引き続き取組を進めていただけるよう、よろしくお願いしたい。</p>		
<p>その他</p>	<p>制度導入に反対の立場である。 性のあり方についても多様な生き方は尊重されるべきだが、現状の枠組みの中での対応がよいと思う。渋谷区にてパートナーシップ制度導入が議論されたとき、反対の立場の団体ではあるが、インターネット放送「日本文化チャンネル桜」に、同性愛者の方からの手紙で、自由さえ保証されれば、公の制度にする必要はないという意見も届いているそうである。出典：<a href="https://www.nicovideo.jp/watch/so25809274">https://www.nicovideo.jp/watch/so25809274</a> これまでの枠組みの中での、多様な生き方の尊重には賛成だが、一方で新たな制度を作る必要は無いと考えている。</p>	<p>○ご意見としてうけたまわります。</p>	<p>パブリックコメント</p>
<p>その他</p>	<p>子育てをしている戸籍上同性のカップルもいることも踏まえ、親も子も安心して過ごせるよう、パートナー間だけでなく、子どもを含む家族の関係性も合わせて証明できるように今後して頂けたらと思う。 インターネット開設時、契約者と、回線接続の際の立ち会い人が違う時に双方の関係性を尋ねられ、立ち会ったパートナーが突然のことだったのと、ほとんどカミングアウトしていないため、何と言ったらよいかわからず困ったと聞いた。こんな時に、関係性を証明するものがあればと思ったと聞いている。携帯電話の契約時、パートナーシップ証明書がないと家族として契約できないと言われた。今後、どちらかが急な入院となった場合、家族として扱われるかとても不安である上に、パートナーの家族やまわりの人には男女として認識されており、戸籍の性別はカミングアウトしていないため、緊急時に家族として扱われない場合、自分やパートナーがカミングアウトしたいタイミングではない、意図せぬアウティングにつながってしまう恐れもあ</p>	<p>○おっしゃる通りで、制度をつくっても、市民、事業者、市役所が理解していくことが重要であると認識しています。継続的に啓発のための講座や、職員向けに研修を行っていきます。制度が決まった場合には、医師会や不動産などの事業者関係に対しても周知啓発を行っていくこととなります。 市として多方面に働きかけていきたいと考えています。病院や住宅関係の事業者の団体をお願いをしていきます。</p>	<p>パブリックコメント</p>

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	<p>る。緊急時に関係性を提示できるものがあると、本当に安心だと思う。</p> <p>また、トランスジェンダーや X ジェンダー当事者の方が、入院時や、介護福祉施設に入る際、男性として入院・入所するのか、女性として入院・入所するのかなど、不安を抱えている方は少なくない。健康保険証の表面に記された性別が、見た目の性別と異なることで、身分証の提示がしづらく緊張する場面もある。</p> <p>このように、どの年代にも性的マイノリティの方がいることや、他の障がいや疾患などを抱える LGBTQ 当事者などダブルマイノリティの方々も踏まえ、パートナーシップ制度をきっかけに、性の多様性そのものや、カミングアウトをする・しないという権利、アウトティングの起こらないような安心安全な環境づくりについても、病院や学校、企業、介護福祉施設や社会福祉施設などに幅広く周知頂き、一緒に考えて頂けたら、大変ありがたい。</p>		
その他	<p>パートナー宣誓した 2 人が子を持つ場合、その子どもを含めた宣誓ができるような制度設計(ファミリーシップ制度など)を要望する。またその場合、子の福祉・権利に配慮した内容となるようお願いしたい(例:法律上の親子関係でない一方にも、「養育者と共に子を監護教育していくこと」を宣誓させる等)。</p>	<p>○パートナーシップ制度は二人の関係を証明するもので、子を含んだ関係性については、今後研究したいと考えています。</p>	パブリックコメント
その他	<p>研究会の場で、パートナーシップ証明が単なるパフォーマンスになっては意味がないという議論があり、証明を受けた人は市営住宅の入居を認めるべきだし、男女の婚姻と同等に扱うべきなので、例えばひとり親の手当とか保育園の入所のポイントとか、ひとり親ならば得られるメリットについても証明を受けた人は対象としないようにすべきだということを研究会で意見として述べた。</p>	<p>○ご意見としてうけたまわります。</p>	多様性の尊重に関する庁内研究会
その他	<p>受理証の提示があったときは夫婦と同様に扱うように、各種事業者へ働きかける予定は。</p>	<p>○制度が決まった場合には、医師会や不動産業などの事業者関係に対しても周知啓発を行っていくこととなります。</p>	職員アンケート
その他	<p>本来は憲法乃至民法に規定されること</p>	<p>○市として多方面に働きかけていきたと考えています。他市では公営住宅</p>	職員アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
	賛成である。制度の具体的な利益が拡充されることが必要だが、民間も含めて取り組みが必要になる。	の申込み等のほか、公営墓地、職員の慶弔休暇などがあります。	
その他	制度には賛成だが、これによるカップルのメリットは何か。法的な義務や権利の発生はなく、生きづらさの緩和や支援とあるが担保はあるか。市は証明を出すだけで、あとは任意の善意や理解に任せるのか。委員に人権擁護委員を入れる必要はなかったのか。差別をしない市としての姿勢を示すだけで、そのようなまちづくりを積極的に実践しない限り、単に本人たちの意思表示の証明でしかなく、条例で謳うほどの中身はないのではないか。	○本市ではパートナーシップ制度を条例で実施するため、市の基本的なスタンスとして、パートナーシップ制度を推進することになるので、市営住宅の入居申込などが可能になることを期待しています。市職員の福利厚生の関係でも、内縁関係と同等の扱いを見込んでいます。このほか、病院関係、不動産関係者等に制度の周知を図っていきたいと考えます。	職員 アンケート
その他	パートナーシップで得られるメリットは何か。病院などでの手術での同意などは親族に求められることが多く、法的には親族でないパートナーでは同意を断られるケースがある。パートナーの同意について、市内の病院にも協力を得られればいいと感じる。	○制度を導入することで、市民、事業者、関係者の理解が深まっていくものと考えているので、制度利用者以外の方にもメリットがあるのではないかと考えています。	職員 アンケート
その他	中間のまとめ本編の武蔵野市の現状、(2)武蔵野市男女平等に関する意識調査の実施において、性的マイノリティの人の人権を守るために必要な方策として、①性的マイノリティであっても不利な取り扱いをうけないような法律や制度を整備する(49.8%)、②正しい理解を深めるための教育を学校で行う(50.7%)、③相談・支援体制を充実させる(36.7%)と、①と②が逆転しているのではないか。	○正しくは②47.2%、③34.8%です。	職員 アンケート
その他	導入に際し、様々な業務の主管課において、児童生徒等の保護者となる対象として認める根拠とするのか？	○パートナーシップ制度は二人の関係を証明するもので、子を含んだ関係性については、今後研究したいと考えます。	職員 アンケート
その他	既に検討済かもしれないが、パートナーシップ制度導入に際して、住民票の続柄をどのように設定するかを東京都や先進自治体の事例を参考に決定をお願いしたい。住民基本台帳法上の続柄ではおそらく同居人とするのか縁故者とするのか。妻・夫まで踏み込むことは難しいのではないかと思料する。	○お見込みのとおり、同居人、若しくはもう一段関係性の深い縁故者になると考えられますが、市民課に判断していただくものと考えています。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
その他	婚姻制度への考え方が変わってきていること、性別等に関わらない強いパートナーシップが存在することなどから、多様性を認め合い尊重し合う社会に向けた行政の柔軟な対応は必要だと思う。武蔵野市パートナーシップ制度導入検討に賛成する。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	男女平等と性的マイノリティの問題は別問題と思う。すべての人がいきいきと暮らせる社会には賛成。性的マイノリティに焦点が当たっているが配偶者が死亡して独り身となった高齢者の恋愛事情にも活用できるのではないかと(相続の問題等で子から反対され結婚できない高齢者カップル)。解消を想定している死亡・転出の届出は市民課市政センターでの問合せが予想される。電話をつなぐかチラシを渡すか対応が決まっていると安心。	○武蔵野市男女平等の推進に関する条例は、「性別等」という文言で性の多様性を踏まえた成り立ちです。 ○性別等に関わらず、より幅広い対象者が制度を利用できると考えています。 ○チラシ等、当該課の負担にならない方法を検討したいと考えています。	職員 アンケート
その他	制度的・実質的な意味では、特に効果がないことを積極的に行う必要があるのか。他自治体の例を見ても、人権啓発等に資するという結果は得られていない。やるならば有効性を持たせるよう制度設計を市独自にすべき。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	制度導入はとても良いことだと考える。今後、宣誓をした方々の情報をどのように取り扱い、業務運用していくのかの整理が必要と考える。(窓口系部署で情報の共有が必要なかどうか/システムで取り扱っていくのかどうか、等)	○センシティブ情報であり、情報の共有化、システム化は考えていません。	職員 アンケート
その他	武蔵野市パートナーシップ制度導入することで、パートナーの選択も広がるのではないかと感じた。	○ご意見のとおり、より幅広い対象者が制度を利用することができるように、審議会でも議論されました。	職員 アンケート
その他	性的マイノリティであっても不利な扱いを受けないような法律や制度を整備し、正しい理解を深めるための教育を学校で行うとともに相談・支援体制を充実させて性的マイノリティの人の人権を守ることが必要だと感じた。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	同性間で婚姻に値するパートナーシップ制度が社会に浸透していくことで、市内だけでなく全国的にも法的に整備されるような動きがあることを期待している。	○市がパートナーシップ制度を導入することは重要で、当事者の方だけでなく幅広く理解が深まっていきます。武蔵野市が手を挙げることで他自治体でも取	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
その他	他の制度も同じくだが、パートナーシップ制度も他の自治体との差があまり無いように、全国的に進められると良いと思う。全国どこにいても、生涯にわたりいきいきと暮らせるようになると良い。	り組む勢いがついていきます。その一歩になると考えています。  ○武蔵野市も含めて各自治体がボトムアップしていくことで、本当に必要なことを国も含めて考えていく機会となり、皆さんが暮らしやすくなっていく一歩となっていくようにやっていきたいと考えています。	職員 アンケート
その他	苦しんだり困ったりされている方々が安心して暮らしていけるよう、これをしっかりとまとめあげていかないと、と思う。法の整備はまだ追いついていないが、それを待っていたら前に進めない。本市が他市をリードする立場になっていければいいと思う。		職員 アンケート
その他	パートナーシップ制度は今の時代、全ての都道府県、市区町村で認めるべき制度だと思う。パートナーシップ制度があるからこの地域に引っ越してきたという話も聞く。23区では進んでいるようだが、多摩地域でもこのような取り組みが進むと良いと思う。		職員 アンケート
その他	他区市ですでに実施されているように、本市でも必要なものだと思う。		職員 アンケート
その他	特にこのことに対する関心がない。逆にこのことにより今日までの中に言葉も含めた制約が危惧される。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	中間報告書概要版にあるに、パートナーシップは大変必要かつ重要な方向性と思う。皆が意識共有して取り組むことが今後の喫緊の課題と共感した。	○おっしゃる通りです。「まなこ」特集号の発刊、関連映画上映とトークセッション、男女共同参画フォーラムはじめ様々な機会を捉えて意識啓発を進めてきましたが、今後とも継続して取り組むつもりです。また、条例で議案が提出されれば議会でもご議論いただけるということで、なるべく外に向けて発信していきたいと考えています。これが一歩なのでぜひいい制度をつくっていきたくと考えています。	職員 アンケート
その他	ぜひ実現してほしいと思う。交付費用が不要というのも素晴らしいと思う。	○おっしゃるとおり、早く実現できるようにしていきたいと考えます。	職員 アンケート
その他	良いことだと思う。是非導入してほしい。	○おっしゃるとおり、早く実現できるようにしていきたいと考えます。	職員 アンケート
その他	制度としての決め事など、困難も多いと思われるが、是非実現を目指して推進して欲しい。	○おっしゃるとおり、早く実現できるようにしていきたいと考えます。	職員 アンケート
その他	同性異性を問わないひとりの人間として認め合う社会及び仕組みが理想であり、妨げる障害はできる限り取り除いていきたいと考えている。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
その他	もっと早く取り組むべきだったと思う。人権に係る部分も多々あると思う。慎重な対応を。そして生きているすべての人達への平等性を願いたい。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	私は1年間海外に住んだ経験があり、友人の中にも同性愛者がいるくらい全く隠すという文化がないことに驚いた反面、同性愛者の人たちも自身に素直に生き生きしていると思う。日本も近年は広く認められてきていると思うが、少なからず隠している人も多いと思う。すべての人が窮屈にならないようにも、良い取り組みだと思う。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	娘の友達で、ゲイのカップル(外国人)が遊びに来たことがある。私達家族は、自然に受け入れた。外国人に比べて、日本人のカップルには、なかなか出会えない。それは、社会が受け入れに違和感を持っているのかなと感じる。自然に生活できる一助になればと思う。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	世の中、いろいろ変わるときだと思っている。この取り組みは必要だと思う。武蔵野市には、子育てのために10年程前から住んでいる。ゆったりとした落ち着いたまち、ご高齢の方から、子どもまで住み心地がとても良いまちである。歴史や緑あるこのまちが、現在、未来に向け、新しい取り組みをしていくことは必要だと思う。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	たくさんの方が、働きやすい環境としていただければと考えている。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	時代の変化にあったものだと思う。	○ご意見としてうけたまわります。	職員 アンケート
その他	私は個人的に同性婚には賛成しているが、国の法律レベルで全国的に制度を整備するべきで、市レベルで独自におこなうことには反対である。かえって誤解や混乱を招きかねないと危惧するからである。	○法律を変えること難しいと思いますが、市がパートナーシップ制度を導入することで、当事者の方だけでなく社会に幅広く理解が深まっていきます。武蔵野市が手を挙げることで他自治体でも取り組む勢いがついていきます。その一歩になると考えています。	職員 アンケート
その他	性別によらず、パートナーと法律上も一緒に暮らしていける安心感・充実感を市民の方に差し上げられる。	○武蔵野市も含めて各自治体がボトムアップしていくことで、本当に必要なことを国も含めて考えていく機会となり、皆さんが暮らしやすくなっていく一歩とな	職員 アンケート

論点	ご質問・ご意見	審議会取扱方針	種別
		っていくようにやっていきたいと考えています。	